

縮減率・縮減額設定の考え方

補助金等審査判定シートに基づき、縮減を図って交付すべきものとしてCまたはC'判定とした補助金について、効果的かつ確実に縮減が行われるように、以下により縮減率・縮減額を設定するものとする。

● 基本的な考え方

- ① 縮減すべきと判定した補助金は、直ちに16年度補助金額と比して20%以上縮減するものとする。
- ② 縮減を行った後においても、再度点検のうえ、適正な補助金額の設定を行うものとする。設定にあたっては、以下の補助金交付基準を最大限尊重するものとする。

・補助金交付基準

区分	対象	公的団体	私的団体	個人
	国県等補助金	市負担分の範囲内	市負担分の範囲内	市負担分の範囲内
市単独補助金	運営費補助金	対象経費の範囲内	対象経費の2／3以下	—
	事業費補助金	対象経費の範囲内	対象経費の2／3以下	対象経費の2／3以下
	扶助的補助金	対象経費の範囲内	対象経費の範囲内	対象経費の範囲内
	その他補助金	対象経費の範囲内	対象経費の2／3以下	対象経費の2／3以下

※ ただし、上記基準を超えて交付することに客観的かつ合理的な理由があるときは、この限りではない。

(注) 国県等補助金 … 国や県の制度に基づいて補助するもの

市単独補助金 … 市単独で補助するもの

運営費補助金 … 団体の運営に係る経費の一部または全部を補助するもの

事業費補助金 … 団体等が実施する事業に係る経費の一部または全部を補助するもの

扶助的補助金 … 生活困窮者、身体障害者等の弱者救済、福祉向上の観点から補助するもの

公的団体 …… 補助金交付団体のうち、自主財源の確保が困難であり、極めて公的性格の
強い団体

(例：行政区等のコミュニティ組織、社会福祉法人、NPO、NGOなど)

私的団体 …… 補助金交付団体のうち、公的団体で該当しない団体

第6 補助金等見直しの指針

今回は、補助金等を見直すにあたり、すべての補助金等を個別に検証し、客観的な方法により審査判定を行った。特に「補助金等審査判定シート」を用いての審査判定は、他の地方公共団体でも例がなく、「むなかた方式」と言えるものとなった。

補助金等の財源の一部は市民の税金によって賄われており、その内容、金額等は、市民が納得できるものでなければならない。

部会では、今後、市の補助金等をさらに適正化し、維持していくためには、以下のような方策が必要であると考える。この指針をもとに、市では早急に必要な措置を講じられるよう期待する。

1 統一的な交付基準の作成

個別の補助金等を検証するなかで、各補助金等を所管する部署によって補助率、補助対象経費等の基準にバラつきが見受けられた。

補助金等の公平性、透明性等を確保するためにも、市として統一的な交付基準を作成し、各補助金等の所管部署において遵守されたい。

また、団体等からの申請書等の様式類についても、抜本的に見直しを図られたい。

2 チェック機能、情報公開の確立

補助金等を交付するにあたっての判断は、市民の立場に立って行われるべきである。補助金等を交付するに至った経緯、交付状況、交付の効果等について、市民に分かりやすく説明できるよう諸手続きを見直し、情報を市と市民が共有し、市民のチェック機能が働くよう適切な措置を講じるべきである。

3 終期の設定

補助金等を長期間にわたって、惰性で交付することのないよう、あらかじめすべての補助金等において適正な終期を設定し、交付すべきである。設定した終期を経過した後、なお交付が必要な場合は、交付する側である市、交付を受ける側である団体等の双方がその理由を明らかにし、改めて終期を設定すべきである。

国や県の財源措置を伴う補助金等については、当該措置が終了した後も惰性で交付が継続するとのないよう、当該措置終了時をもって廃止を含めて抜本的な見直しを図られたい。

4 第三者機関の設置

補助金等を適正化し、るべき姿を維持していくためには、すべての補助金等について、市民の目線で、定期的に検証することが必要である。

このため、概ね3年毎にすべての補助金等を抜本的に見直すこととし、見直しにあたっては、本部会のように市民公募委員を含む第三者的機関を設置し、審査するべきであると考える。

5 効果の検証の仕組みづくり

補助金等交付の効果が全くと言って良いほど検証されていないため、個別の補助金等の審査判定時において、拡充すべきものと判定することができなかった。

特に、公益性を大前提として交付が認められる補助金においては、効果の検証は不可欠なものである。

今後は、数値化できるものは可能な限り数値化しながら、補助金額に見合う効果があがっている

かを検証できる仕組みをつくるべきである。

**宗像市行財政改革推進委員会
補助金等見直し部会委員名簿**

職　名	ふりがな 氏　名	備　考
部　会　長	まつの　ひろゆき 松　野　博　雪	知識経験を有する者（監査法人トーマツ コンサルタント）
職務代理者	みやの　としあき 宮　野　俊　明	知識経験を有する者（九州産業大学 経済学部助教授）
委　員	かわしま　しょうすけ 川　島　照　亮	市議会議員
委　員	こんどう　ひろじ 近　藤　溥　二	市民代表
委　員	つじ　ようこ 辻　洋　子	市民代表

資料2

補助金等見直し部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宗像市行財政改革推進委員会規則（平成15年宗像市規則第145号）第7条第1項の規定により設置された補助金等見直し部会（以下「部会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 部会は、市が交付する補助金等のあり方、適否、金額、効果等について調査審議し、その結果を宗像市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の会長に報告するものとする。

2 部会は、条例、規則、規程に規定されている補助金等であっても、補助の目的、効果等について疑義がある場合は、必要に応じて審議し、意見を申し出ることができる。

(組織)

第3条 部会は、委員会の委員のうちから会長が指名する5人以内の部会員をもって組織する。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。

(出席の要求)

第5条 部会は、必要があると認めるときは、市の職員その他必要と認める者に対し、部会の会議への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、企画調整部財政課において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成16年5月10日から施行する。